

# ご家庭へのサポート

## 手当・助成

### 児童手当

中学校修了前までの児童を養育している人に支給されます。

(支給月額) ●0～3歳未満(一律).....15,000円  
 ●3歳以上小学校修了前.....第1子・2子10,000円  
 第3子以降15,000円

●中学生(一律).....10,000円  
 ●所得制限限度額以上世帯...児童1人につき5,000円  
 ●所得上限限度額以上世帯...対象外

お問い合わせ 子育て支援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127



### 子ども医療費助成

高校生相当年齢までの児童は、医療機関受診時に「子ども医療費助成受給券」を健康保険証と一緒に提示すると、保険診療分の医療費が軽減されます。

(助成対象) 0歳～高校生相当年齢の入院・通院・調剤  
 (自己負担額) 通院=1回200円 入院=1日200円 調剤=なし(無料)  
 ※通院6回目、入院11日目以降の自己負担額は無料  
 (同一月・同一医療機関)

お問い合わせ 子育て支援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127



### 入院助産制度

経済的に入院による出産費用を支払うことが困難な妊婦の方に助産施設に入っていただき、出産を支援する制度です(所得制限等があります)。下記のいずれかに該当する方は原則として申請ができませんのでご注意ください。

①各種医療保険より、出産に関する給付金等が支給される場合  
 ②出産費用を捻出できる預貯金等がある場合

詳細については、お問い合わせ先にてご確認ください。

お問い合わせ こども家庭センター ☎047-366-3941

### 幼児同乗用自転車等購入支援事業助成金

経済的負担の軽減や、安全性を確保するため、子育て世帯に安全基準等を具備した幼児同乗用自転車等の購入費の一部を助成します。

お問い合わせ 子育て支援課 ☎047-366-7347

### ひとり親家庭等への各種支援

離婚前後の養育費相談・面会交流支援 [詳しくはP15へ](#)

離婚時の養育費等に関する法律相談(弁護士相談) [詳しくはP15へ](#)



# 肩の力を抜いて頑張りすぎないで♡

## 生活クラブを上手に使って 買い物・食事作りは楽家事で!

毎日忙しいけれど家族のために安心な食べ物を選びたい!  
生活クラブはそんなパパ・ママの願いにこたえる生協です。

### 原材料や作り方、すべてを明らかに。 生産者と一緒に食の未来を守ります。

「安全」は誰かにお任せするのではなく、みんなで作ってつくり続けていくもの。生活クラブでは、食の安全性の追求や自給率の向上、情報の開示などを含めた独自の原則を定め、組合員と生産者で力を合わせて原則に基づいた活動に取り組んでいます。



## サステナブルなひと、 生活クラブ



**利用者の声!**

調味料ひとつとっても、とても丁寧に作られていて、どの食材も安心して買える。生活クラブに入ってから、より食事作りを楽しめるようになった。家族の健康を守っている様な気がして嬉しいんです。

共働きなので、正直毎日の食事作りで色々考えている時間がないんです。でも生活クラブの食材は素材が美味しい!だから「焼くだけ」料理でも満足度が高い!ミールキットのクオリティが高く、種類も多いので色々考える時間も削減できる!買い物に行く時間、献立を考える時間が減って、まさに時短!

資料請求はこちらから▶  
チラシ番号 777



お問い合わせ：生活クラブ生協(千葉)松戸センター  
TEL 047-385-4646 月～金 9時～12時・13時～18時  
〒270-2214 千葉県松戸市松飛台398-1



## ひとり親家庭相談

### ●ひとり親相談

ひとり親家庭の生活全般(医療、健康、家庭紛争、就労など)、経済的支援(母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け、各種手当など)について母子・父子自立支援員が相談に応じます。

〈受付時間〉平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

※予約優先制となりますので、まずはお問い合わせください。

お問い合わせ 子育て支援課 ☎047-366-7347



### ●就労相談

ひとり親家庭の就職活動での悩みなどについて専門の相談員がお話を伺い、個々にあった自立支援プログラムを策定して支援します。

〈受付時間〉平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

※予約優先制となりますので、まずはお問い合わせください。

お問い合わせ 子育て支援課 ☎047-366-7347



### ●養育費についての相談

養育費や面会交流に特化した専門相談窓口です。(こども家庭庁委託事業)

お問い合わせ 養育費相談支援センター ☎0120-965-419

(携帯電話からの場合はこちら) ☎03-3980-4108

## ひとり親家庭等への助成

### ●養育費保証料の助成

保証会社と養育費保証契約を結ぶ際の保証料の一部を助成します。(上限額50,000円)

※養育費等に関する事前相談が前提となりますので、まずはお問い合わせください。

〈受付時間〉平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)※事前相談は予約優先制となります。

### ●養育費に関する公正証書作成費用の助成

離婚する際の子どもの親権、養育費、親子交流等に関する事項を取り決め、公正証書として公文書化するための費用の一部を助成します。

※養育費等に関する事前相談が必要となりますので、まずはお問い合わせください。

〈受付時間〉平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)※事前相談は予約優先制となります。

### ●親子交流支援

別居している親と子どもが定期的・継続的に安心して交流できるように、経験豊かな支援員が親子交流のお手伝いをします。

※養育費等に関する事前相談が必要となりますので、まずはお問い合わせください。

〈受付時間〉平日9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)※事前相談は予約優先制となります。

お問い合わせ 子育て支援課 ☎047-366-7347



### ●児童扶養手当

父または母と生計を共にしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を持つ父・母、あるいは父・母に代わってその児童を養育している人、及び父または母が重度の障害のある家庭の父または母等に支給されます。(所得制限あり)

お問い合わせ 子育て支援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127



### ●ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の親と児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人)を対象として、保険診療分の医療費の全部または一部を助成します。(所得制限あり)

お問い合わせ 子育て支援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127



### ●遺児手当

両親または、父母の一方と死別した中学校終了前の子ども(遺児)を扶養している人に支給されます。(所得制限あり)

お問い合わせ 子育て支援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127



### ●まつどファミリー・サポート・センターの利用料助成

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の方は、センターを利用される際に支払った利用料金の5割の助成があります。ひとり親家庭として事前に登録する必要があります。

お問い合わせ 子育て支援課 ☎047-366-7347

まつどファミリー・サポート・センター ☎047-330-2941

### ●就学援助

公立小・中学校に通学している子どもの保護者で、児童扶養手当を受給している人などに支給します。就学援助のうち、新小学校一年生を対象に入学前に支給する「入学準備金」がございます。詳しくはお問い合わせください。

※高校については「就学支援金制度」があります。詳しくは各高校にお問い合わせください。

お問い合わせ 学校財務課 ☎047-366-7460

### ●母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け(県の審査があります)

ひとり親家庭・寡婦(かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方)等で20歳未満の子を扶養している人に対し、経済的自立と子どもの福祉の向上を図るため、修学資金や就学支度資金等の各種資金を無利子または低利で貸付けています。

お問い合わせ 子育て支援課 ☎047-366-7347



### ●国民年金(遺族基礎年金)

遺族基礎年金は、国民年金に加入している人等が亡くなった場合、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に対して、子が18歳に到達した年度末まで(法律で定められた障害の状態にある場合は20歳未満まで)支給されます。(その他、納付要件等の基準あり)

お問い合わせ 国保年金課 国民年金班 ☎047-366-7352

### ●国民年金(国民年金保険料の産前産後期間の免除制度)

国民年金第一号被保険者の方が、出産する際は、出産予定日又は出産日の前月から4か月間、国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間、国民年金保険料が免除されます。

お問い合わせ 国保年金課 国民年金班 ☎047-366-7352

### ●国民健康保険(国民健康保険料の産前産後期間の減額制度)

国民健康保険の被保険者の方が、出産する際は、出産予定日又は出産日の属する前月から4か月間、国民健康保険料のうち所得割保険料及び被保険者均等割保険料が減額されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日の属する月の3か月前から6か月間、減額されます。

お問い合わせ 国保年金課 資格賦課班(国民健康保険コールセンター) ☎047-712-0141

### ●税金

婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じにする子を有する单身者については、所得状況等によって、ひとり親控除の対象、または個人住民税が非課税になる場合があります。

お問い合わせ 市民税課 ☎047-366-7322

# ミヤザワホームズと建てる理想の家

現代人のライフスタイルは益々多様化し、様々なご要望にお応えできるだけの情報量や経験、スキル、そしてコミュニケーション能力が重要となってきています。ミヤザワホームズは、地元を知り尽くした東葛エリア密着の企業として、濃度の濃い情報と豊かな知識・経験を基に、お客様とじっくり向き合いご満足いただける住まいづくりを心掛けております。



**ミヤザワホームズ**  
MIYAZAWAHOMES

— 丁寧な接客と安心の実績 —

**FREE 0120-151-633**



Instagram



X(旧Twitter)



千葉県松戸市根本2-12 ミヤザワビル1F

## 就労支援

### ひとり親家庭への就労支援

ひとり親家庭の方に、専門相談員による相談や講座費用の一部助成などの就労支援を行っています。

#### ●母子・父子自立支援プログラムの策定

就労専門の相談員が一人ひとりの状況に合わせた自立支援プログラムを策定し、ハローワークとも連携しながら就労を支援します。

#### ●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親の自立や就労を支援するため、介護や医療事務などの資格取得やパソコンの技能取得などの講座について受講料の最大60%(上限20万円)の費用を助成します。

#### ●ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が、看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で就学している間、助成金を支給します。

#### ●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親またはその子が、高卒認定試験の合格を目指す講座について受講料の最大100%(上限あり)の費用を助成します。



〈受付時間〉 平日9:00~17:00(祝日・年末年始を除く)

※予約優先制となりますので、まずはお問い合わせください。

お問い合わせ 子育て支援課 ☎047-366-7347

### まつど女性就労・両立支援相談(男女共同参画センターゆうまつど)

ハローワーク松戸と連動した就職情報、仕事と子育て・介護を両立するための情報提供や、キャリアコンサルタントによる個別のカウンセリング、起業に特化した「起業相談」など、新たな一歩を踏み出す女性のためのさまざまな支援を行っています。 [予約優先]



お問い合わせ 男女共同参画課 ☎047-364-8783

### ハローワーク松戸 マザーズコーナー

ハローワーク松戸マザーズコーナーでは、子育てをしながらお仕事探しをされる方向けの相談を行っています。キッズコーナーがありますので、お子さま連れでも安心してお仕事探しができます。

施設名	所在地	開館時間	電話番号
ハローワーク松戸 マザーズコーナー	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3階	(月~金曜日) 8:30~17:00	047-367-8609(43#)

## 障害児へのサポート

### 身体障害者手帳

身体に一定の障害がある人には、申請によって身体障害者手帳が交付されます。

### 療育手帳

知的障害のある人には、本人または保護者の申請によって、東葛飾障害者相談センター(18歳未満の児童は柏児童相談所)の判定に基づき、療育手帳が交付されます。

### 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神症状を有する人には、申請により精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

### 障害児福祉手当

- 〈支給条件〉 ①20歳未満の国の基準に該当する重度障害児  
②障害児本人が在宅(短期入所・通所を含む)であること  
(施設入所は資格喪失)  
③所得制限内の方  
(本人・配偶者・扶養義務者のうち同一住所の最多収入者の所得による)  
※心身障害児福祉手当との併用支給はできません。(ただし、所得超過による支給停止期間は、心身障害児福祉手当を受給できます。)

〈支給金額〉 月 額:15,220円(令和5年4月1日現在)  
振込月:5・8・11・2月の10日(休日の場合はその前日)

### 特別児童扶養手当

- 〈支給条件〉 ①20歳未満の国の基準に該当する障害児を扶養していること(父母または養育者)  
②障害児本人が在宅(短期入所・通所を含む)であること(施設入所は資格喪失)  
③所得制限内の方  
(本人・配偶者・扶養義務者のうち同一住所の最多収入者の所得による)

〈支給金額〉 月 額:●1級・・・53,700円 ●2級・・・35,760円(令和5年4月1日現在)  
振込月:4・8・12月の11日(休日の場合はその前日)  
※ただし、12月期分は11月に振込み

### 心身障害児福祉手当

- 〈支給条件〉 ①20歳未満の障害児を扶養していること(父母または養育者)  
②障害児本人が在宅(短期入所・通所を含む)であること(施設入所は資格喪失)  
③障害児福祉手当を受給していない児童(障害非該当・所得超過による支給停止など)

〈支給金額〉 月 額:身体障害者手帳1級+療育手帳○A・・・10,800円  
療育手帳Bの1以上または身体障害者手帳2級以上・・・7,000円  
身体障害者手帳3・4級・・・6,000円  
振込月:4・8・12月の25日(休日の場合はその前日)

お問い合わせ 障害福祉課 ☎047-366-7348

## 児童発達支援・放課後等デイサービス

障害のある児童が療育や自立するために必要な支援を受ける通所施設です。機能訓練を行ったり、遊びや学びの場を提供する場であり、居場所作りや集団生活をする機会を設けることができます。

- ① 相談 お住いの地区の基幹相談支援センターもしくは障害福祉課に相談する。  
同時並行で事業所の見学・体験を行う。

- ② 予約 お住いの地区の基幹相談支援センターで面接日時の予約をする。(面接は事前予約制です。)

- ③ 面談 お住いの地区の基幹相談支援センターにて、申請及び聞き取り調査を受ける。  
(所要時間30分程度)

- ④ 受給者証の交付 受給者証には支給決定期間、利用できるサービスの種類と月間の利用可能日数、利用者負担上限月額等を記載してあります。受給者証は基本的に1年更新です。

- ⑤ 契約 事業所と契約。事業所は市内外を問いません。

お問い合わせ 障害福祉課 ☎047-366-7348  
中央基幹相談支援センターCoCo ☎047-308-5028  
小金基幹相談支援センターおんぶ ☎047-712-2112  
常盤平基幹相談支援センターふれあい ☎047-388-6225

### ライフサポートファイル

ライフサポートファイルとは支援が必要なお子さまが一貫した支援を受けられるように、成育歴等を記録し整理できる冊子です。家族と支援機関(医療・保健・福祉・教育等)がお子さまの情報を共有し、より良い支援につなげることができます。



お問い合わせ 障害福祉課 ☎047-366-7348

### 保育所等訪問支援事業

集団生活を営む施設に通う障害のある児童が、その施設における集団生活に適應できるように支援することを目的とします。

お問い合わせ 松戸市子ども発達センター通園施設 ☎047-383-8803

## 転入された際の申請手続き

### 妊娠中の方

松戸市の妊婦・乳児健康診査受診票をお渡しします。また、ママパパ学級などの母子保健サービスのご案内をします。母子健康手帳を持参してください。

お問い合わせ 市民健康相談室 市民健康相談室はP12へ

### 4歳未満のお子様がいる方

年齢に応じて必要な健康診査(乳児健康診査、乳児股関節健診、1歳6か月児健康診査、わんぱく歯科くらぶ、3歳児健康診査)などの母子保健サービスや予防接種などのご案内をします。母子健康手帳を持参してください。

お問い合わせ 市民健康相談室 市民健康相談室はP12へ

### 予防接種未接種のお子様がいる方

予防衛生課、または市民健康相談室で、予防接種のご案内をしています。母子健康手帳を持参してください。

お問い合わせ 予防衛生課 ☎047-366-7483

### 児童手当の受給対象の方(中学校3年生まで)

新規認定請求の手続きを行ってください。  
※申請の翌月から支給となるため、早めに申請してください。  
※内容によって、別に添付書類等が必要な場合があります。  
詳しくはお問い合わせください。



### 子ども医療費助成制度の対象の方

「子ども医療費助成受給券」の交付申請を行ってください。  
ホームページから電子申請ができます。

〈必要書類〉 ●子ども医療費助成申請書(受給券交付申請用)  
●子どもの健康保険証のコピー

※該当時期の1月1日に海外移住していた場合は、保護者のパスポートの写し(出国・入国)を添付。

お問い合わせ 子育て支援課 児童給付担当室 ☎047-366-3127

### 市立小・中学校に転入する児童・生徒のいる方

転入学の届出を行ってください。前の学校で発行された(1)「在学証明書」、(2)「教科用図書給与証明書」を市役所の市民課または各支所に必ずお持ちください。「転入届」と一緒に手続きができます。

お問い合わせ 学務課 ☎047-366-7457

## MEMO

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

